

沿線住民の北陸新幹線理解促進にかかる広報業務仕様書

1 業務の目的

北陸新幹線敦賀・新大阪間について、関西・北陸をはじめとした沿線住民に小浜京都ルートによる大阪までの全線開業の必要性を理解していただけるよう、小浜京都ルートによる早期整備のメリット等を発信する広報業務を実施する。

2 業務内容

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備におけるこれまでの経緯等を踏まえ、どのような戦略で業務を実施するかを分析したうえで、以下のⅠ～Ⅵの業務を実施すること。

Ⅰ WEB広告配信業務

（ア）使用媒体

YouTube（必須）、その他受託者が提案するWEB広告媒体

（イ）使用するYouTubeチャンネル

福井県北陸新幹線建設促進同盟会公式YouTubeチャンネル

「大阪へGO！北陸新幹線サポーターズチャンネル」

<https://www.youtube.com/channel/UC8FV0zjIYyNESAvTuRY6kWA>

（ウ）ターゲット

関西・北陸をはじめとした北陸新幹線沿線地域の一般住民

（エ）配信概要

- ・視聴回数を重視した配信戦略とすること
- ・委託契約の上限額の15%以上をWEB広告配信費用に充てること
- ・配信する広告動画、遷移先の動画については、受託者が制作する動画だけでなく、県が独自で制作した動画も含め、県と受託者で協議の上決定する

Ⅱ 理解促進動画コンテンツの制作

（ア）テーマ

北陸新幹線の小浜京都ルートによる大阪までの早期全線開業の意義や必要性

（イ）制作内容

①ショートバージョン（6～15秒）動画…2種以上

②ロングバージョン動画…1種以上

※動画には、小浜京都ルートによる整備の効果が具体的に分かる内容を盛り込むこと。

※2Ⅰ（イ）に掲載することを想定して制作すること。

Ⅲ 新聞広告掲載

（ア）掲載媒体

一般紙（北陸新幹線沿線10都府県が広告掲載エリアとして盛り込まれていること）

（イ）掲載面

15段以上（カラー）

Ⅳ 新聞広告デザインの制作

(ア) テーマ

北陸新幹線の小浜京都ルートによる大阪までの早期全線開業の意義や必要性

※デザインには、小浜京都ルートによる整備の効果が具体的に分かる内容を盛り込むこと。

(イ) 制作内容

2 III (イ) に掲載する広告デザイン… 1 式

- ・必要に応じて、所要時間や地域ごとに感じる全線開業のメリット等、地域を分けて掲載内容を変えること。

- ・カラーと白黒の両方を制作すること。

(新聞社によっては、カラー広告であってもカラーと白黒両方の納品を求められる場合があるため)

V 独自事業

本委託業務において、2 I ～IV以外で、受託者において独自で実施する事業がある場合は実施すること。なお、独自事業についても契約金額に含めること。

VI 効果検証

2 I の配信結果をもとに、広告に反応（再生、クリック等）したユーザーの居住地、年代、性別など、広告に関心を持ったターゲットを分析し、その有効性を検証すること。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 実績報告および成果品

受託者は、委託業務が終了したときは、委託期間終了日までに委託事業の実績報告書を作成し、本業務において制作した成果品と合わせて福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線建設推進課に提出すること。

なお、実績報告時に提出するものは以下のとおりとする。

- ・実績報告書鑑
- ・2 IIにおいて制作した動画 1 式
- ・2 IVにおいて制作した新聞広告デザイン（Ai データおよび PDF データ形式） 1 式
- ・本業務において作成した資料等
- ・その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を認めるもの

※紙で作成する成果物については、電子データでも 1 部納品するものとする。

5 権利関係

- I 本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第 2 7 条および第 2 8 条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として県へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては受託者と協議のうえ決定する。

- II 本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わない。
- III 業務をするうえで必要な許可、資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は、契約金額に含むものとする。

6 留意事項

- I 受託者は、委託業務の実施に当たっては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にして、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- II 本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度県と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- III 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- IV 受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- V 打合せ等の出席にかかる交通費等の経費および資料作成等の経費は、本委託料に含むものとする。